株主各位

東京都墨田区緑二丁目14番15号 杉田工一ス株式会社 代表取締役社長 杉田 裕介

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご 出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報 (電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.sugita-ace.co.jp (上記ウェブサイトにアクセスいただき、「投資家情報」「株主のみなさまへ」を順に選択いただき、ご確認ください。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引 所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認 ください。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「杉田エース」又は「コード」に当社証券コード「7635」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面(郵送) により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参 考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を ご表示いただき、2024年6月26日(水曜日)午後5時30分までに議決権 をご行使くださいますようお願い申し上げます。 [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権ウェブサイト (https://www.web54.net)にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

「書面(郵送)による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使 期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日)午前10時

2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号

国際ファッションセンター(KFCビル)2階

「KFC Hall 2nd」

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第78期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第78期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算 書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の

額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

- 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
 - (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) 書面 (郵送) 及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の 方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理 権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。 何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場 受付にご提出ください。

日時

2024年6月27日 (木曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案 に対する賛否をご表示のうえ、 ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)

午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案 の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)

午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5、6号議案

- 賛成の場合
- 反対する場合
- ≫「賛」の欄に○印 ≫「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合
- 全員反対する場合
- 一部の候補者を 反対する場合
- ≫「賛」の欄に○印 ≫「否」の欄に○印 「賛」の欄に〇印をし、

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権 行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたも のを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決 権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコード を読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録 商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、 お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決 権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・ 「パスワード」を入力してログイン、再度議決 権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC 向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスして ください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力 ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120 - 652 - 031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

事 業 報 告

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5 類感染症移行後、個人消費は緩やかに回復し、企業収益は改善している一 方で、不安定な国際情勢や急激な円安の進行とそれに伴う物価の上昇等、 依然として不透明な状況で推移いたしました。

住宅建設業界におきましては、持家および分譲住宅の着工は弱含みとなり、貸家の着工と首都圏のマンション総販売戸数はおおむね横ばいで推移いたしました。

このような経営環境下において、当社グループは主力事業の建築金物販売において引き続きVE提案等を行い拡販に努めて参りました。長期保存食「IZAMESHI」の新商品として8月に3種類のスープを販売し、10月には台湾料理6種類を販売いたしました。さらに12月にはスイーツライン「いそべ餅」の販売を開始いたしました。

当社ECサイト「スギカウ」においては、9月より2ヶ月間のSUPER SALE を開催し、EC販売促進に注力いたしました。その結果当社ECサイト「スギカウ」の売上は対前年比で2.1倍に拡大し、登録ユーザー数は40%増となりました。また、9月27日~29日の3日間で東京銀座にて「スギカウ友の会」の展示販売会を開催し、多くのお得意先にご来場いただきました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高73,746百万円(前連結会計年度比3.3%増)、営業利益1,074百万円(同15.7%増)、経常利益1,185百万円(同8.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益718百万円(同19.8%増)となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

事業区分		第 77 期 (2023年 3 月期) (前連結会計年度)		第 78 (2024年 3 (当連結会記	月期)	前連結会計年度比増減			
				金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ル	_	ト事	業	65,313百万円	91.5%	67,362百万円	91.3%	2,048百万円	3.1%
直	需	事	業	6, 086	8. 5	6, 383	8. 7	296	4. 9
合			計	71, 400	100.0	73, 746	100.0	2, 345	3. 3

※ルート事業

ルート事業は、金物販売店や建材商社、金属工事業者等へ住宅用資材及 びビル用資材等を販売しております。また、設計・加工・施工機能による 現場サポート営業も行っており、リニューアル専門会社、ゼネコン等へ多 様な金属建材のオーダー対応等お客様の課題やニーズにあったソリューションの提供を行っております。

ルート事業につきましては、企業の設備投資、物流施設、マンション建設等が増加し、外構商材、消耗品商材が堅調に推移するとともに、宅配ボックス、ダストボックス等のニーズは引き続き多く、販売が増加しました。また、フョー株式会社の主要販売商材である、シーリング材、防水材も引き続き堅調に推移しました。

この結果、ルート事業全体の売上高は67,362百万円(前連結会計年度比3.1%増)となりました。

※直需事業

直需事業は、アウトドアファニチャー「PATIO PETITE」や長期保存食「IZAMESHI」、ガーデンアイテム、雑貨、DIY商品等をホームセンター、通販会社等へ販売しております。また、ハウスメーカーや建材メーカーへはOEM商品を含む建築金物を販売しております。

直需事業については、地震の影響による防災意識の高まりから、ホームセンターを含むリアル店舗やカタログ通販において長期保存食IZAMESHIの需要が高まり伸長しました。また関連商材として防犯・防災用品も好調に推移しました。通販関連企業については引き続き住宅関連商材が堅調に推移しました。

この結果、直需事業全体の売上高は6,383百万円(同4.9%増)となりました。

- ② 設備投資の状況 該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ① 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 75 期 (2020年度)	第 76 期 (2021年度)	第 77 期 (2022年度)	第 78 期 (当連結会計年度) (2023年度)
売 上 高 (百万円)	56, 072	55, 975	71, 400	73, 746
経常利益(百万円)	593	384	1,091	1, 185
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	323	227	600	718
1 株 当 た り 当期純利益(円)	60.39	42.35	111.85	133. 94
総 資 産 (百万円)	30, 887	36, 969	39, 139	38, 801

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第 75 期 (2020年度)	第 76 期 (2021年度)	第 77 期 (2022年度)	第 78 期 (当事業年度) (2023年度)
売 上 高 (百万円)	55, 221	55, 208	62, 310	64, 813
経常利益(百万円)	569	370	947	1, 339
当期純利益(百万円)	309	223	566	909
1 株 当 た り 当期純利益(円)	57. 61	41.58	105. 65	169. 60
総 資 産 (百万円)	30, 508	34, 393	36, 966	37, 153

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第76期の期首から適用しており、第76期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは以下の戦略に取り組んで行く所存であります。

- ① 営業所の増設により、営業体制の強化を図る。
- ② サテライト倉庫の新設を進め、自社物流網の強化を図る。
- ③ 当社ECサイト「スギカウ」の利用率を向上させ、EC売上比率を高める。
- ④ 重点販売商材と新規商材等を活用し、営業提案の活性化を図る。
- ⑤ 防災商品の強化を図る。
- ⑥ 子会社との共同配送を検討しシナジー効果を図る。

(5) 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

セグメント区分	事業内容
ルート事業	金物販売店や建材商社、金属工事業者等へ住宅用資材及びビル用資材等を販売しております。また、設計・加工・施工機能による現場サポート営業も行っており、リニューアル専門会社、ゼネコン等へ多様な金属建材のオーダー対応等お客様の課題やニーズにあったソリューションの提供を行っております。
直需事業	アウトドアファニチャー「PATIO PETITE」や長期保 存食「IZAMESHI」、ガーデンアイテム、雑貨、DIY商 品等をホームセンター、通販会社等へ販売しており ます。また、ハウスメーカーや建材メーカーへはOEM 商品を含む建築金物を販売しております。

(6) 主要な事業所(2024年3月31日現在)

① 当 社 杉田エース株式会社

営業 部 北海道・東北・東京・西関東・北関東・中部・近畿・

中四国・南日本・直需

流通センター 札幌・仙台・東京・千葉・成田・埼玉・大宮・

神奈川・名古屋・大阪・福岡

② 子 会 社 水沢エース株式会社

本 社 北海道北見市卸町二丁目3番地2

③ 子 会 社 フョー株式会社

本 社 東京都墨田区横川四丁目10番9号

事 業 所 札幌営業所、東北支店、北関東営業所、南関東支店、

大阪支店、神戸支店

セ ン タ ー 東京配送センター・東京加工センター

工 場 八潮工場

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事	業	区	分	使	用	人	数	前連結会計年度末比増減
ル	<u> </u>	ト事	業		401	名(72	名)	25名増(6名増)
直	需	事	業		61	名(65:	名)	6名減(13名増)
全			社		161	名(117:	名)	3名増(4名減)
合			計		623	名(254	名)	22名増(15名増)

(注) 使用人数は就業員数であります。臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
510名	11名減	43.3歳	12.9年

(注)上記のほか、パート及び嘱託社員247名 (期中平均人員数) がおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株式	会社三井住友	銀行		2, 02	0百万円
株式	会社みずほ	銀行		1, 40	7百万円
株式	会 社 千 葉	銀行		85	1百万円
株式会	会社三菱UFJ	銀行		15	7百万円
三井住	友信託銀行株式	大会 社		4	0百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

19,490,000株

(2) 発行済株式の総数

5,374,000株

(3) 株主数

6,298名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主	名	持 株 数	持 株 比 率
杉 田 直	良	906千株	16. 89%
有限会社杉田	商事	730千株	13.61%
杉 田 裕	介	260千株	4.85%
株式会社三井住力	安銀 行	195千株	3.63%
杉田エース従業員	持株会	185千株	3. 45%
東京中小企業投資育成构	未式会社	159千株	2. 97%
株式会社ナ	スタ	117千株	2. 20%
株式会社ダイ	ケン	93千株	1.75%
株式会社千葉	銀行	72千株	1.34%
杉 田 力	介	70千株	1.30%

⁽注) 持株比率は自己株式 (8,902株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	杉田直良	
代表取締役社長	杉田裕介	
取締役副社長	杉田力介	
専務取締役	佐 藤 正	
常務取締役	花井慎一	
取締役	井 関 誠	
取締役	蜷 木 勝 一	
取締役	岡 田 努	
取締役	中野 治	
常勤監査役	北川達也	
監査役	貫井康夫	
監査役	川口 伸	株式会社鳥羽洋行 社外監査役 / VFR株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役中野治氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役貫井康夫氏及び川口伸氏は、社外監査役であります。
 - 3.監査役貫井康夫氏及び川口伸氏は、長年にわたり銀行に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は、取締役中野治氏を取引所規則の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

(2) 当該事業年度中に退任した会社役員の状況

氏 名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
髙橋 芳郎	2023年6月29日	任期満了	フョー株式会社代表取締役社長
島田 直樹	2023年6月29日	任期満了	株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ代表取締役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については600万円、監査役については300万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法 令違反の行為であることを認識して行った行為等の場合には填補の対象とし ないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、任意の諮問会議からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、及び業績連動報酬等により構成し、非金銭報酬等は採用しない。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または 条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績目標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績とその値は、年度経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

4. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対 する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、(5の委任を受けた代表取締役社長)が決定する。また、(5の委任を受けた代表取締役社長)は株主総会にて決議された取締役の報酬限度額の範囲内において、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、代表取締役社長 杉田裕介氏と独立社外取締役 中野治氏及び常勤監査役 北川達也氏の3名で構成する任意の諮問会議を年1回開催し、同会議で審議のうえ答申を決定し、取締役会に提示するものとする。

取締役会は、その答申を確認、審議のうえ最終的な報酬額の調整及び決定については、代表取締役社長に一任するものとする。

(6) 当事業年度に係る報酬等の総額等

EA	報酬等の総額	報酬等の利	対象となる		
区分	(百万円)	基本報酬	業績連動 報酬	退職慰労金	役員の員数 (名)
取締役	367	290	42	34	11
(うち社外取締役)	(6)	(6)	(0)	(-)	(2)
監査役	19	15	2	1 (-)	3
(うち社外監査役)	(6)	(6)	(0)		(2)
合計	386	306	44	36	14
(うち社外役員)	(13)	(12)	(1)	(-)	(4)

- (注) 1.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、第70期定時株主総会において年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役は2名)です。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、第49期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終了時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は1名)です。
 - 4. 業績連動報酬は役員賞与引当金繰入額、退職慰労金は役員退職慰労引当金繰入額をそれぞれ記載しております。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・監査役川口伸氏は、株式会社鳥羽洋行の社外監査役(独立役員)、VFR 株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係は ありません。
- ② 事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要

	取 締	役 会	監 査	役 会
	出席回数	出席率	出席回数	出 席 率
取締役 中 野 治	10回	100%	_	_
監査役 貫井康夫	13回	100%	13回	100%
監査役 川口 伸	13回	100%	13回	100%

中野 治 当社の独立役員として指定されている社外取締役の中野治氏は、 長年の金融機関勤務により培われた経験と知識及び経営者としての 豊富な経験と深い見識を有しており、経営の専門家として、会社全 体を見据えて、公正性、透明性の視点から、当社のリスクへの対 応、経営課題、中長期的な企業成長戦略、コーポレートガバナンス の向上等、忌憚のない意見表明を行っております。

> 中野氏は、就任後に開催された取締役会10回中10回出席し、独立 役員として客観的立場から、取締役会における議論の活性化に向け て積極的に取り組み、取締役及び経営陣幹部に適切な助言を与えて おります。

貫井康夫 社外監査役の貫井康夫氏は、長年の金融機関における経験及び経 営者としての経験により、豊富な知見を活かし、当社経営への助 言、監督を行っております。

> 貫井氏は、当事業年度において取締役会13回中13回、監査役会13 回中13回出席し、取締役会においては必要に応じ発言を行っており ます。また、監査役会においては議論を行っております。

> 当社には、社外監査役が2名おり、貫井氏は主に、西日本の営業 拠点及び物流拠点を監査の中心においております。

> 当事業年度は、必要な監査は積極的に行い、社外監査役としての 立場からの所見を明示しております。

> また、定期的に実施される監査役報告会において、当社グループ における中・長期的に対処すべき課題等について議論し、監査役の 相互コミュニケーションを深め、取締役会においても意見表明をし ております。

川口 伸 社外監査役の川口伸氏は、長年の金融機関における経験及び経営 者としての経験により、豊富な知見を活かし、当社経営への助言、 監督を行っております。

> 川口氏は、当事業年度において取締役会13回中13回、監査役会13 回中13回出席し、取締役会においては必要に応じ発言を行っており ます。また、監査役会においては議論を行っております。

> 当社には、社外監査役が2名おり、川口氏は主に、東日本の営業 拠点及び物流拠点を監査の中心においております。

> 当事業年度は、必要な監査は積極的に行い、社外監査役としての 立場からの所見を明示しております。

> また、定期的に実施される監査役報告会において、当社グループ における中・長期的に対処すべき課題等について議論し、監査役の 相互コミュニケーションを深め、取締役会においても意見表明をし ております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称

八重洲監査法人

(2) 報酬等の額

	八重洲監査法人
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査 と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませ んので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を 含めております。
 - 2.監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、適時に合理的な報酬で効率的に実施される高品質な監査であることを確認・検討いたしました結果、報酬等の額について適切であると判断いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、上記のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人八重洲監査法人は、会社法第427条の第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5,000万円又は会社法第425条 第1項に定める額のいずれか高い額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は 以下のとおりであります。
 - ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備するために、常に「コンプライアンス・プログラム」・「杉田エース行動憲章」・「役員規則」・「就業規則」の見直し・整備・充実に努め、その適切な維持・運用に努めると共に、取締役は「取締役会」の審議を通じた他の取締役の職務執行に関する監視・監督を十分に行い、また「賞罰委員会」制度の適切な維持・運営に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備するために、常に「取締役会規程」・「内部情報管理規程」・「稟議規程」・「文書取扱規程」の見直し・整備・充実に努め、その適切な維持・運営に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するために、常に「経営危機管理規程」・「地震・風水害被害対策規程」の見直し・整備・充実に努め、その適切な維持・運用に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確 保するための体制を整備するために、常に「組織規程」・「職務権限 規程」・「業務分掌規程」の見直し・整備・充実に努め、その適切な 維持・運用に努める。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社グループは、関連諸規程に基づき、グループ全体の管理を行うと共に、グループ全体の適正な業務運営のための体制の整備に努める。また、当社の「内部監査室」は、定期的または臨時に子会社の内部監査を実施し、グループ全体の内部統制の整備の推進に努める。
- ロ. 当社グループは、グループのリスクについては、グループ全体でリスクの把握・管理に努め、グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社へ報告し、当社は事案に応じた支援を行うこととし、また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制及び危機管理体制を整備するものとする。
- ハ. 子会社管理について、当社における関係部署の体制と役割を明確 にし、子会社を指導・育成する。
- ニ. 子会社の事業が適正に行われているかどうかについて、当社は定期的または臨時に報告を求める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項

当社グループは、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項を整備するために、監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、その人数・地位について「取締役会」の決議をもって、これを定めることとする。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社グループは、前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項を整備するために、同使用人に対する指揮命令・その報酬並びに異動の決定については、「監査役会」の権限とするものとする。

⑧ 取締役及び使用人等及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役等 に報告するための体制並びに監査役への報告をしたことを理由として不 利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制を整備するため、各社の監査役は各社の全ての「取締役会」に出席するものとする。また、当社の監査役は、定期的または臨時に、子会社への往査並びに同社の取締役・監査役及び使用人との意見交換を実施することができるものとする。なお、当社並びに子会社の取締役・使用人が監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けることはないものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並び にその職務の執行について生ずる費用等の処理の方針に関する事項

当社グループは、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、監査役は適宜、公認会計士・弁護士等の外部専門家並びに「内部監査室」等の社内各部署と自由に接触し、連携を図ることができるものとする。また、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を措置する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、適正な会計処理を行い、財務報告の信頼性を確保するため、関連諸規程類を整備すると共に内部統制の体制整備と有効性向上を図ることとする。

① 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反 社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対し ては組織全体として毅然とした姿勢で対応することとする。 (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社グループは、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、下記の取組みを実施しております。

- 1. 取締役会は取締役及び社員等が共有する全社的な目標を定めております。また、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署ごとの具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会等で報告しております。
- 2. 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- 3. 取締役会には監査役全員が出席し、取締役の職務執行等につき意見を述べ、常に監視できる体制を整えております。
- 4. 監査役、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を行い、実 効性のある三様監査を実施しております。
- 5. 内部通報制度を整備し、適宜、コンプライアンス委員会を開催し、不正 行為の早期発見と是正に努めております。
- 6. 内部監査室が作成した内部監査計画書に基づき、当社グループの内部監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付け、株主資本の充実と長期的で安定した収益力を維持するとともに、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

上記の方針に基づき、連結業績見通しと配当性向、将来の発展のための再投資に必要な内部留保の蓄積等を総合的に勘案し、期末配当は1株につき普通配当40円と創業90周年の記念配当は1株につき10円の合計50円とさせていただくことといたしました。

なお、配当金のお支払い期間は、2024年6月6日から同年7月5日までと させていただいております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 <i>の</i>	部	負 債 の	部
【流動資産】	29, 103	【流動負債】	22, 158
現金及び預金	4, 593	支払手形及び買掛金	7, 275
受取手形、売掛金及	14, 230	電子記録債務	12, 030
び契約資産	11,200	1年内返済予定の 長期借入金	882
電子記録債権	4, 593	未払法人税等	370
棚卸資産	4, 597	賞 与 引 当 金	399
未 収 入 金	948	そ の 他	1, 199
そ の 他	140	【固定負債】	5, 236
【固定資産】	9, 697	長期借入金	3, 593
[有形固定資産]	6, 671	退職給付に係る負債	464
建物及び構築物	2, 513	役員退職慰労引当金	664
土地	3, 998	資産除去債務	83
その他	160	そ の 他	429
[無形固定資産]	1, 086	負 債 合 計	27, 394
ソフトウェア	166	紅	の 部 11,263
$0 h \lambda$	691		697
		[資本剰余金]	409
顧客関連資産	118	[利益剰余金]	10, 161
その他	110	[自己株式]	△4
[投資その他の資産]	1, 938	【その他の包括利益累計額】	142
投資有価証券	934	[その他有価証券評価差額金]	104
繰 延 税 金 資 産	206	[退職給付に係る調整累計額]	38
そ の 他	797	純 資 産 合 計	11, 406
資 産 合 計	38, 801	負 債 純 資 産 合 計	38, 801

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

	科			目		金	額
売		上		高			73, 746
売	上	原	Į.	価			63, 400
	売	上	総	利	益		10, 345
販	売 費 及	び 一 般	管理	費			9, 271
	営	業		ij	益		1, 074
営	業	外	収	益			
	受	取	禾	ſJ	息	0	
	受	取	配	当	金	16	
	仕	入	售	I	引	147	
	受	取	1	Ŕ	賃	57	
	そ		0)		他	16	239
営	業	外	費	用			
	支	払	禾	IJ	息	29	
	手	形	売	却	損	12	
	売	上	售	[i]	引	78	
	そ		0)		他	7	128
	経	常		ij	益		1, 185
特	別	利	J	益			
	固 定	資	産	ē 却	益	1	
	投 資	有 価	証 券	売 却	益	22	
	抱 合	せ株	式 消	滅 差	益	3	28
特	別	損	Į	失			
	固定	資 産	除	売 却	損	10	
	災	害	義	援	金	5	16
₹	说 金 等	調整	前当	朝 純 利	益		1, 197
Ž.	去人税	、住民	税及	び事業	税	424	
Ž:	去 人	税	等 調	整	額	54	478
È	当 其	朝	純	利	益		718
兼	現会社株	主に帰	属する	当期純利	益		718

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	697	409	9, 656	△4	10, 759
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	-	-	△214	-	△214
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	_	_	718	_	718
自己株式の取得	_	_	_	△0	△0
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	_	_	_
当期変動額合計	_	_	504	△0	503
当 期 末 残 高	697	409	10, 161	△4	11, 263

	そのも	累計額		
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
当 期 首 残 高	66	34	100	10, 859
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	_	_	_	△214
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	_	_	_	718
自己株式の取得	_	_	_	△0
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	38	4	42	42
当期変動額合計	38	4	42	546
当 期 末 残 高	104	38	142	11, 406

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数 2社

ロ. 連結子会社の名称 水沢エース株式会社 フョー株式会社

- (2) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・市場価格のない株式等 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 以外のもの 売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

口. 棚制資産

・商品総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低

下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおり 建物及び構築物 7~50年

口. 無形固定資產 定額法

顧客関連資産の償却期間については、その効果が発現すると見込まれる期間(10年)で均等償却を行っております。ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額

を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき

当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当

連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

物品販売については、物品の引渡時点において顧客が 物品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると 判断していることから、顧客に物品を引き渡した時点 で収益を認識しております。出荷時から当該物品の支 配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である 場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、 取引価格の算定にあたっては、顧客との契約において 約束された対価から、売上割戻等を控除した金額で算 定しております。

一定期間にわたり履行義務が充足される工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合には、一定の期間にわたり収益を認識する方法とし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連 結会計年度末までの期間に帰属させる方法について は、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分した額を費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用 の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退 職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しており ます。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法及び償却期間については、その効果 が発現すると見込まれる期間 (10年) で均等償却を行 っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1)棚卸資産の評価
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産 棚卸資産評価損

4,597百万円

 $\triangle 16$

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、帳簿価額を正味売却価額まで減額しております。正味売却価額は、直近の販売価格から見積販売直接費を控除して算定しております。

また、一定の回転期間を超える場合には、規則的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

共に、棚卸資産評価損として、売上原価に含めて計上しております。

棚卸資産評価損の算定に係る前提条件の見積りは合理的であると判断しております。ただし、市場環境が予測より悪化して正味売却価額が下落する場合には、翌期の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(2)のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 のれん

691百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんは連結子会社であるフョー株式会社を取得した際に生じたものであり、被取得企業の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却しております。

のれんの評価にあたっては、取得時の事業計画の達成状況及び将来の事業計画の達成状況及び将来の事業計画の達成可能性等を総合的に勘案し、のれんの減損兆候を把握しており、その結果、減損の兆候はないと判断しております。

経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、事業計画の達成が困難になった場合 には、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が計上される可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1)会計期間末日満期手形等の会計処理

会計期間末日満期手形等の会計処理については、当連結会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計期間末日満期手形等の金額は、次のとおりであります。

受取手形	190百万円
電子記録債権	147
支払手形	188
電子記録債務	1, 762
計	2, 288
(2) 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高	
受取手形	2,742百万円
電子記録債権	4, 593
売掛金	11, 322
契約資産	165
(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物及び構築物	426百万円
土地	148
投資有価証券	13
関係会社株式	3, 313
計	3, 901
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	580百万円
長期借入金	3, 259
計	3,840
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	5,706百万円
(5) 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額	
投資その他の資産	
その他 (破産更生債権等)	49百万円
(6) 手形遡及債務	
受取手形裏書譲渡高	277百万円
電子記録債権譲渡高	175
計	452

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	5, 374, 000株	-株	-株	5,374,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	8,853株	49株	-株	8,902株

- (注) 自己株式の数の増加は、単元未満の買取り49株によるものであります。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2023年5月10日 取 締 役 会	普通株式	214	40	2023年3月31日	2023年6月9日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度 になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基	準	日	効力発生日
2024年5月15日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	268	50	2024	年3月3	1日	2024年6月6日

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、業務管理グループが、主な取引先の信用状況及び財務状況等を随時把握する体制であり、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

未収入金は、主に手形売却債権及びファクタリング債権であり、取引先の信用リスクに 晒されております。当該リスクに関しては、営業債権と同様のリスク管理体制により、回 収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク に晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年内の支払期日で あります。

借入金のうち、長期借入金(原則として5年以内)は主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、経理グループにおいて月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額535百万円)は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、未収入金、支払手形及び買掛金、電子記録債務は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位: 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
投資有価証	É		
その他有価証	∮ 399	399	_
資 産	+ 399	399	_
長期借入	₹ 4,476	4, 462	△13
負 債	+ 4,476	4, 462	△13

(注)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整) の相場価格により 算定した時価

レベル 2 の時価: レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプット を用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価						
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
投資有価証券 その他有価証券 株式 その他	399 —	_ _		399 —			
資産計	399	_		399			

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	_	4, 462	_	4, 462
負債計	_	4, 462	_	4, 462

(注1)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注2)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した 利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産の状況に関する事項

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	報告セク	٨٩١	
	ルート事業	直需事業	合計
住宅用資材	37, 588	-	37, 588
ビル用資材	28, 460	ı	28, 460
DIY商品	_	4, 850	4, 850
OEM関連資材	_	1, 533	1, 533
その他	1, 314	_	1, 314
顧客との契約から生じる 収益	67, 362	6, 383	73, 746
その他の収益	_	_	_
外部顧客への売上高	67, 362	6, 383	73, 746

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(3)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	18, 580	18, 658
契約資産	174	165

契約資産は工事契約から生じる未請求の債権であり、支払に対する権利が無条件になった時点で債権へ振り替えられます。

契約負債残高については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8.1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,126,02円

(2) 1株当たり当期純利益

133.94円

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の内容

2021年9月1日にオープンした「GINZA innit」、2022年2月19日にオープンした「麺屋優光 銀座店」について、賃貸借契約に従い、資産除去債務を計上しております。

(2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は取得から15年、割引率は0.251%を採用しております。

(3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容

内訳	金額	
期首残高	98百万円	
有形固定資産の取得に伴う増加額	_	
時の経過による調整額	0	
見積りの変更による増減額	_	
資産除去債務の履行による減少額	14	
期末残高	83	

(注) 当連結会計年度の期首残高には、流動負債の「その他」に含まれる資産除去債務の 残高14百万円を含めて表示しております。

10. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度として退職一時金制度 及び確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、従業員の退職等 に際して、割増退職金を支払う場合があります。

また、連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	464百万円
勤務費用	35
利息費用	3
数理計算上の差異の発生額	△8
退職給付の支払額	$\triangle 27$
その他	$\triangle 2$
退職給付債務の期末残高	464

(注) 簡便法を適用した制度を含めております。

② 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

464
404
464
464

(注) 簡便法を適用した制度を含めております。

③ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	35百万円
利息費用	3
数理計算上の差異の費用処理額	$\triangle 2$
確定給付制度に係る退職給付費用	36

(注) 簡便法を適用した制度を含めております。

④ 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理	世計算上の差異	6百万円
合	#	6

⑤ 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認	窓識数理計算上の差異	55百万円
合	計	55

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.878%

(3) 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への拠出金額は69百万円であり、退職給付費用に計上しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産	の	部	負 債 の	部
【流動資産】		26, 673	【流動負債】	20, 844
現金及び預	金	3, 700	支 払 手 形	791
		ŕ	電子記録債務	11, 730
受取手形、売掛金及び契約	質産	12, 983	買掛金	5, 716
電子記録債	権	4, 475	1 年内返済予定の長期借入金	882
商	品	4, 429	未 払 金	182
			未 払 費 用	541
未 収 入	金	947	未払法人税等	345
前 払 費	用	46	預 り 金 賞 与 引 当 金	60
そ の	他	89	賞 与 引 当 金 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	361 38
 【固定資産】		10, 479	仅貝貝サガョ並	36 191
			【固定負債】	4, 928
[有形固定資産]		4, 937	長期借入金	3, 593
建	物	2, 101	退職給付引当金	475
構築	物	111	役員退職慰労引当金	621
			資産除去債務	83
機械及び装	置	56	その他	154
車 両 運 搬	具	3	負 債 合 計	25, 773
工具器具備	品	72	純 資 産 の	部
土	地	2, 592	【株主資本】	11, 268
			[資本金]	697
[無形固定資産]		273	[資本剰余金]	409
ソフトウェ	ア	163	資本準備金 [利益剰余金]	409 10 , 166
そ の	他	109	利益準備金	10, 100
- [投資その他の資産]		5, 268	その他利益剰余金	9, 997
		·	買換資産圧縮積立金	118
投資有価証	券	894	別途積立金	4, 390
関係会社株	式	3, 436	繰越利益剰余金	5, 489
長期前払費	用	45	[自己株式]	△4
			【評価・換算差額等】	111
繰 延 税 金 資	産	223	[その他有価証券評価差額金]	111
そ の	他	668	純 資 産 合 計	11, 380
資 産 合	計	37, 153	負債純資産合計	37, 153

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

	科			目	金	額
売		上	高			64, 813
売	Ŧ	原	価 価			55, 852
	売	上	総利	益		8, 960
販	売 費 及	び一般	管 理 費			7, 915
	営	業	利	益		1, 045
営	業	外	収 益			
	受	取	利	息	0	
	受	取	配当	金	234	
	仕	入	割	引	124	
	受	取	家	賃	46	
	雑		収	入	12	419
営	業	外	費 用			
	支	払	利	息	29	
	手	形	売 封] 損	12	
	売	上	割	引	78	
	雑		損	失	5	125
	経	常	利	益		1, 339
特	另] 利	益			
	固	官 資	産 売	却 益	1	1
特	另	亅 損	失 失			
	固定	資産	除売	却 損	10	
	災	害	義 援	金	5	16
	税 引	前 当	期 純	利 益		1, 325
	法人税	、住民	税及び	事 業 税	382	
	法 人	税	等 調	整 額	32	415
	当	期	純 利	益		909

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

				株	主	資	ŧ	本		
		資本乗	11余金		三 益	剰	余	金		
	資		資本剰		その)他利益剰	余金	최 * 회		株主資
	本金	資本準備金	余金計	利益準備金	買換資 産圧縮 積立金	別 途積立金	繰越利益剰余	利益剰余 金計	自己株式	本 計
当期首残高	697	409	409	168	119	4, 390	4, 792	9, 471	$\triangle 4$	10, 573
当期変動額										
買換資産圧縮積 立 金 の 取 崩	_	-	_	_	△0	-	0	-	-	_
剰余金の配当	_	_	_	_	_	_	△214	△214	-	△214
当期純利益	_	_	_	_	_	_	909	909	_	909
自己株式の取得	-	_	_	_	_	-	_	_	△0	△0
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
当期変動額合計	_	-	_	_	△0	_	696	695	△0	695
当期末残高	697	409	409	168	118	4, 390	5, 489	10, 166	$\triangle 4$	11, 268

	評価・換	算差額等	
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	63	63	10,636
当期変動額			
買換資産圧縮積 立 金 の 取 崩	_	_	_
剰余金の配当	_	_	△214
当期純利益	_	_	909
自己株式の取得	_	_	△0
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)	48	48	48
当期変動額合計	48	48	743
当 期 末 残 高	111	111	11, 380

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

以外のもの

・市場価格のない株式等

売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

商品

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおり

建物7~50年構築物7~35年工具器具備品2~15年

② 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内にお

ける利用可能期間 (5年) に基づく定額法

③ 長期前払費用 定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債

権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収

不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき

当事業年度に対応する金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、当事業年度における支

給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数 (5年) による定額法により按分し た額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当 事業年度末要支給見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

⑤ 役員退職慰労引当金

物品販売については、物品の引渡時点において顧客が 物品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると 判断していることから、顧客に物品を引き渡した時点 で収益を認識しております。出荷時から当該物品の支 配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である 場合には、出荷時に収益を認識しております。なお、 取引価格の算定にあたっては、顧客との契約において 約束された対価から、売上割戻等を控除した金額で算 定しております。

一定期間にわたり履行義務が充足される工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合には、一定の期間にわたり収益を認識する方法とし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認職数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算 書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっており ます。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚钼資産の評価

・当事業年度の計算書類に計上した金額 商品

商品評価指

4,429百万円

 $\triangle 16$

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、帳簿価額を正味売却価額まで減額 しております。正味売却価額は、直近の販売価格から見積販売直接費を控除して算定してお ります。

また、一定の回転期間を超える場合には、規則的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

共に、棚卸資産評価損として、売上原価に含めて計上しております。

棚卸資産評価損の算定に係る前提条件の見積りは合理的であると判断しております。ただし、市場環境が予測より悪化して正味売却価額が下落する場合には、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

受取手形

(1)会計期間末日満期手形等の会計処理

その他 (破産更生債権等)

会計期間末日満期手形等の会計処理については、当事業年度末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形等の金額は、次のとおりであります。

180百万円

23百万円

20.0.070	
電子記録債権	146
支払手形	188
電子記録債務	1,682
	2, 196
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
① 売掛金	9百万円
② 未収入金	12百万円
(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物及び構築物	426百万円
土地	148
投資有価証券	13
関係会社株式	3, 313
計	3, 901
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	580百万円
長期借入金	3, 259
計	3,840
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	4,710百万円
(5) 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額	
投資その他の資産	

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引による取引高 売上高

79百万円 仕入高 9百万円 221百万円

営業取引以外の取引による取引高

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	8,853株	49株	一株	8,902株

⁽注) 自己株式の数の増加は、単元未満の買取り49株によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	110百万円
貸倒引当金	7
未払事業税	22
退職給付引当金	145
役員退職慰労引当金	190
資産除去債務	25
その他	88
繰延税金資産小計	591
評価性引当額	$\triangle 222$
繰延税金資産合計	369
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	$\triangle 52$
土地評価差額	$\triangle 10$
その他有価証券評価差額金	△51
資産除去債務に対応する除去費用	$\triangle 21$
その他	△9
繰延税金負債合計	△145
繰延税金資産の純額	223

7. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(3)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,121.23円

(2) 1株当たり当期純利益

169.60円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

杉田エース株式会社 取締役会 御中

八重洲監査法人東京都千代田区

代 表 社 員 公認会計士 三 井 智 宇 業 務 執 行 社 員 公認会計士 白 濱 拓 業 務 執 行 社 員 公認会計士 白 濱 拓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、杉田エース株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠して、杉田エース株式会社及び連結子会社 からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、 全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任 は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査 役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取 締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通 読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法 人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討するこ と、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆 候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に 表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが 含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における 取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、 重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続 の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明する ためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応 じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討す る。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者に よって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を 評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注 記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類 が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

杉田エース株式会社 取締役会 御中

八 重 洲 監 査 法 人東京都千代田区

 代表社員公認会計士三井智字

 業務執行社員公認会計士白濱

 業務執行社員公認会計士井口智弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、杉田エース株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任 は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査 役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取 締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は 含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するも のではない。 計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示す るために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ る。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算 書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般 に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を 開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における 取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、 重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の 選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分か つ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明する ためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応 じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討す る。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者に よって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を 評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度の 取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審 議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の 実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人 からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め ました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反 する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め ます。
- (3)連結計算書類の監査結果 会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め ます。

2024年5月22日

杉田エース株式会社 監査役会

 監査役(常勤)
 北
 川
 達
 也
 ⑩

 監査役
 貫
 井
 康
 夫
 ⑪

 監査役
 川
 口
 伸
 ⑩

(注) 監査役貫井康夫及び監査役川口伸は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める 社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成 員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の 強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたした く、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役 および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会 に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。 (下線部分が変更箇所) なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条~第3条 <条文省略>	第1条~第3条 <現行どおり>
(機関の設置) 第4条 当会社は、取締役会、 <u>監査</u> 役、監査役会及び会計監査 人を置く。	(機関の設置) 第4条 当会社は、取締役会、 <u>監査等</u> <u>委員会</u> 及び会計監査人を置 く。
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株式	第2章 株式
第6条~第11条 <条文省略>	第6条〜第11条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条~第17条 <条文省略>	第12条~第17条 <現行どおり>

現行	変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員 数) 第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。 <新設>	(員 数)
より選任する。	(選任及び解任方法) 第19条 取締役は、監査等委員である 取締役とそれ以外の取締役 とを区別して、株主総会の 決議により選任する。
2. ~ 4. < 条文省略>	2. ~4. <現行どおり>
(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年 以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定 時株主総会終結の時までと する。 <新設>	(任 期) 第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、 選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の 任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会がある取締役の 任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監
NOTING ?	査等委員である取締役の補 欠として選任された監査等 委員である取締役の任期 は、退任した監査等委員で ある取締役の任期の満了す る時までとする。

現行

<新設>

変更案

4. 会社法第329条第3項に 基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間 は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会 開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、取締役の中から 第21条 代表取締役若干名を定め る。
 - 2. 取締役会の決議により、取 締役会長及び取締役社長各 1名、取締役副社長、専務 取締役及び常務取締役各若 干名を定めることができ る。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、取締役<u>(監査等</u> 委員である取締役を除 <u>く。)</u>の中から代表取締役 若干名を定める。
 - 2. 取締役会の決議により、<u>取</u> 締役(監査等委員である取 締役を除く。)の中から取 締役会長及び取締役社長各 1名、取締役副社長、専務 取締役及び常務取締役各若 干名を定めることができ

(取締役会)

第22条 <条文省略>

- 2. 取締役会招集の通知は、各 取締役及び各監査役に対 し、会日より3日前までに 発する。但し、緊急のとき はこの期間を短縮すること ができる。
- 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会)

第22条 <現行どおり>

- 2. 取締役会招集の通知は、各 取締役に対し、会日より3 日前までに発する。但し、 緊急のときはこの期間を短 縮することができる。
- 3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

現行	変更案
4. <条文省略>	4. <現行どおり>
<新設>	(重要な業務執行の決定の委任) 第23条 当会社は、会社法第399条 の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第5章 監査役及び監査役会	
(<u>員数)</u> 第23条 当会社の監査役は、5名以内 とする。	<削除>
(<u>選任)</u> 第24条 監査役は、株主総会の決議に	<削除>
第24年 監査をは、株主総会の決議により選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。	<削除>
(任 期) 第25条 監査役の任期は、選任後4年 以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定 時株主総会終結の時までと する。	<削除>
2. 補欠のため選任された監査 役の任期は、退任した監査 役の残任期間とする。	<削除>
(常 <u>勤監査役)</u> 第26条 監査役会は、監査役の中から 常勤監査役若干名を定め る。	<削除>

現行	変更案
(監査役会)	<削除>
第27条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。	<削除>
<新設>	第5章 監査等委員会 (常勤監査等委員) 第24条 監査等委員会は、監査等委員 の中から常勤監査等委員若 王名を定めることができる。
<新設> <新設>	(監査等委員会) 第25条 監査等委員会招集の通知は、 各監査等委員に対し、会日 より3日前までに発する。 但し、緊急のときはこの期 間を短縮することができ る。 2. 監査等委員会の運営その他 に関する事項については、
第6章 取締役 <u>監査役</u> 及び会計監査人 の責任免除	監査等委員会の定める監査 等委員会規程による。 第6章 取締役及び会計監査人の責任免 除
(損害賠償責任の一部免除) 第28条 当会社は、取締役会の決議を もって、取締役(取締役で あった者を含む。) <u>及び監</u> <u>査役(監査役であった者を</u> <u>含む。)</u> の当会社に対する 損害賠償責任を、法令が定 める範囲で免除することが できる。	(損害賠償責任の一部免除) 第26条 当会社は、取締役会の決議を もって、取締役(取締役で あった者を含む。)の当会 社に対する損害賠償責任 を、法令が定める範囲で免 除することができる。

現行

当会社は、取締役(業務執 2. 行取締役等である者を除 く) 、監査役及び会計監査 人との間に、当会社に対す る指害賠償責任に関する契 約を締結することができ る。但し、その賠償責任の 限度額は、取締役について は600万円以上、監査役 については300万円以 上、会計監査人については 5,000万円以上であら かじめ定められた金額又は 法令が定める金額のいずれ か高い額とする。

変更案

2. 当会社は、取締役(業務執 行取締役等である者を除 く。)及び会計監査人との 間に、当会社に対する損害 賠償責任に関する契約を締 結することができる。但 し、その賠償責任の限度額 は、取締役(業務執行取締 一 役等である者を除く。) に ついては600万円以上、 会計監査人については5. 000万円以上であらかじ め定められた金額又は法令 が定める金額のいずれか高 い額とする。

第7章 計算

第29条~第30条 <条文省略>

(剰余金の配当)

- 第31条 東締役会の決議により、毎事 業年度末日の株主名簿に記 録された株主又は登録株式 質権者に対し、期末配当を 行うことができる。
 - 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
 - 3. <条文省略>

(配当金の除斥期間)

第32条 期末配当金及び中間配当金が 支払開始の日から満3年を 経過してもなお受領されな いときは、当会社はその支 払の義務を免れる。

第7章 計算

第27条~第28条 <現行どおり>

(剰余金の配当の基準日)

- 取締役会の決議により、毎事
 第29条
 当会社の期末配当の基準日

 業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式
 は、毎年3月31日とする。
 - 2 当会社の中間配当の基準日 は、毎年9月30日とす る。_
 - 3. <現行どおり>

(配当金の除斥期間)

第30条 配当金が支払開始の日から満 3年を経過してもなお受領 されないときは、当会社は その支払の義務を免れる。

現行	変更案
	附 則
<新設>	(監査役の責任免除に関する経過措置)
<新設>	当会社は、取締役会の決議をもって、第78期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 9名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員(9名)は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)9名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を 条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地 (重 要 な 兼 職 の	
1	** [*] ** た なお よし 杉 田 直 良 (1948年6月7日生)	1971年4月 中山福株式会社入社 1973年3月 株式会社杉田金属 式会社)入社 1979年3月 当社取締役貿易部 1984年4月 当社常務取締役営 1984年9月 当社取締役副社長 1987年9月 当社代表取締役社 2012年4月 当社代表取締役会	(現杉田エース株 長 業本部長 長
2	杉 田 裕 介 (1974年5月19日生)	1998年4月 株式会社キョーワー 社ナスタ)入社 2000年6月 杉田エース株式会社 2004年6月 当社取締役開発部計 本部副本部長 2005年4月 当社取締役営業統計 兼開発部長 2007年4月 当社常務取締役営業 部長 2009年4月 当社常務取締役営業 部長兼西日本営業 2010年4月 当社取締役副社長 2011年4月 当社代表取締役計 2012年4月 当社代表取締役社計	ナスタ (現株式会 社入社 長兼西日本営業 活本部副本部長 業統括本部副本 業統括本部副本 株統括本部副本 本部長

候補者 番号	氏 名 (生年月日)		当社における地位、担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
		2006年4月	株式会社インデックス入社	
		2009年4月	株式会社TBSディグネット入社	
		2012年11月	杉田エース株式会社入社	
		2013年4月	当社執行役員IT戦略担当	
	すぎ た りき すけ	2014年4月	当社執行役員IT戦略担当兼総務	
3	pぎ た りき すけ 杉 田 力 介		人事グループ長	70,000株
	(1982年2月17日生)	2015年6月	当社取締役コーポレートスタッフ	
			部門長	
		2017年6月	当社常務取締役コーポレートスタ	
			ッフ部門長	
		2020年4月	当社取締役副社長 (現任)	
		1976年3月	株式会社杉田金属(現杉田エース	
			株式会社)入社	
		1991年10月	当社横浜営業所長	
		2001年4月	当社開発部長	
		2004年4月	当社東日本営業本部営業企画担当	
			部長	
		2005年4月	当社リフォーム営業部長	
		2010年4月	当社執行役員建材営業統括部長兼	
4	さ とう ただし 佐 藤 正		リニューアル営業部長	2,100株
4	(1958年1月3日生)	2013年4月	当社執行役員南日本営業統括部長	2, 1007/
		2014年4月	当社執行役員西日本地区営業担当	
			兼西日本営業統括部長	
		2014年6月	当社取締役西日本地区営業担当兼	
			西日本営業統括部長	
		2015年4月	当社取締役ルート事業部長	
		2016年4月	当社取締役総務人事·業務管理担当	
		2017年6月	当社常務取締役	
		2020年4月	当社専務取締役 (現任)	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、(重	当社における地位、担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1 5 5	だ が 境 いち 花 井 慎 一 (1965年4月14日生)	1989年4月 1999年4月 2003年4月 2007年4月 2007年4月 2012年4月 2015年4月 2016年4月 2017年6月	杉田エース株式会社入社 当社三郷営業所長 当社前都圏営業部長 当社執行役員アーキハードウェア 営業部長 当社執行役員及CE25推進室長 当社執行役員建材営業統括部長 当社執行役員エンジニアリング事 業部長 当社執行役員エンジニアリング営 業部長 当社取締役エンジニアリング事業 担当	2,000株
6	が せき *こと 井 関 誠 (1968年 6 月19日生)	2021年4月 1989年3月 2011年10月 2015年4月 2016年4月 2017年4月	杉田工一ス株式会社入社 当社西日本営業統括部 中部支店長 当社執行役員 西日本営業統括部長 当社執行役員 西日本営業部長 当社執行役員 中部営業部長	2, 600株
		2019年4月 2021年4月 2021年6月 2024年4月 2003年10月	当社執行役員 西日本営業担当 当社取締役 当社常務取締役(現任)	
7	蟾 木 勝 一 (1976年3月5日生)	2010年4月2017年4月2018年4月2022年4月2022年6月	当社西日本営業統括部 近畿支店 大阪第一営業所長 当社執行役員 近畿営業部長 当社執行役員 東京営業部長 当社執行役員 直需営業部 兼 マ 一ケティング戦略室担当 当社取締役(現任)	1, 100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
8	部か だ つきり 岡 田 努 (1968年5月10日生)	1993年1月 杉田エース株式会社入社 2007年4月 当社DIY営業部 業務課長 2013年1月 当社物流部門 大宮流通センター 長 2015年8月 当社執行役員 物流部門長 兼 大宮流通センター長 2015年10月 当社執行役員 物流部門長 2023年6月 当社取締役(現任)	500株
9	※ 上田 嘉信 (1970年10月4日)	1992年4月 杉田エース株式会社入社 2010年4月 当社西日本営業統括部 近畿支店 大阪第三営業所長 2013年10月 当社南日本営業部 九州支店 熊本営業所長 2016年10月 当社執行役員 南日本営業部長 2024年4月 当社執行役員 西日本営業担当 (現任)	600株

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. ※印は新任の取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等 委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願い するものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

				所有す
候補者	氏 名			る当社
		略歴、	地位及び重要な兼職の状況	
	(生年月日)			の株式
				数
		1982年4月	株式会社大塚商会入社	
		1987年4月	杉田エース株式会社入社	
	*	2008年4月	当社情報システム部長	
1		2010年10月	当社人事部長	8,600株
	(1958年12月6日生)	2013年4月	当社総務人事グループ長	
		2014年10月	当社内部監査室長	
		2016年6月	当社監査役(現任)	
		1982年4月	株式会社住友銀行(現三井住友銀	
			行) 入行	
		2006年1月		
		2008年4月	同行 グローバル・アドバイザ	
			リー部長	
		2012年12月	同行 執行役員トランザクショ	
	なか の おさむ		ン本部長	
2	中野 治	2015年6月	コナミホールディングス株式会	一株
	(1959年1月11日生)		社(現コナミグループ株式会	
			社) 常務取締役	
		2015年10月		
		2016年11月		
			ーテイメント 代表取締役会長	
		2021年4月	フロンティア・マネジメント株	
		00000 = 0 =	式会社シニア・アドバイザー	
		2023年6月		
		1975年4月	株式会社住友銀行(現株式会社	
		1050755	三井住友銀行)入行	
		1979年7月		
3		1996年1月		
	ぬくいやすお	1997年10月		
	貫 井 康 夫	2001年4月		一株
	(1952年10月23日生)	2002年6月 2005年8月		
		2005年8月	」 一般是	
		2012年6月	向性代表取締役兼导務執行役員 本社部門担当役員	
			泉友株式会社代表取締役社長	
		2010年6月	我及休式会性代表取締役性女 当社社外監査役 (現任)	
		4019年6月	コエエア監査仅(先生)	

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 中野治氏、貫井康夫氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 3. 中野治氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 は、長年の金融機関勤務により培われた経験と知識及び経営者としての豊富な経験と 深い見識を有しており、長年に亘るビジネス経験を活かして、2023年6月より、当社

社外取締役として1年間、経営全般に関して有効な指導、助言をいただいた実績より、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同 氏が選任された場合は報酬等に関する任意の諮問会議の構成員として役員報酬等の決 定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- 4. 貫井康夫氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、長年に亘るビジネス経験を活かして、2019年6月より当社監査役として経営全般の監視と有効な助言をいただいた実績より、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は報酬等に関する任意の諮問会議の構成員として役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。
- 5. 当社は監査等委員である取締役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契 約に基づく損害賠償責任の限度額は、600万円または会社法第425条第1項に定める最 低責任限度額のいずれか高い額としており、北川達也氏、中野治氏、貫井康夫氏の選 任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。
- 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。 監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に 含められることとなります。 また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 7. 当社は、中野治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。中野治氏、貫井康夫氏の選任が承認された場合には、中野治氏を引き続き、貫井 康夫氏を新たに独立役員として届け出る予定であります。
- 8. 中野治氏は、2023年6月29日に当社社外取締役に就任いたしましたため、在任期間は 本総会終結の時をもって1年であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件 として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

	氏 名 (生 年 月 日)	所有する当社 の 株 式 数
1983年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井 住友銀行)入行 2002年4月 株式会社三井住友銀行下高井戸支店 長 2004年9月 株式会社日本総合研究所 出向 2004年10月 同社 総務部長 2008年10月 同社 社長室部長 兼 広報部長 2009年5月 株式会社日本総合研究所 入社	EL to 6 th wet 西 村 泰 行	- 株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 西村泰行氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 3. 西村泰行氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。

西村泰行氏につきましては、長年の金融機関勤務により培われた経験と知識より、経営全般の監視と有効な助言をいただくため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- 4. 当社は監査等委員である取締役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。これに より、西村泰行氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社との間で 責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、600万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額と しております。
- 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりです。 西村氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当社は、西村氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第70期定時株主総会において、年額400百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)の報酬等の額を年額500百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役(監査等委員である取締役を除く。)」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬および業績連動報酬等を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は9名(社外取締役1名含む)でありますが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は9名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力 発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

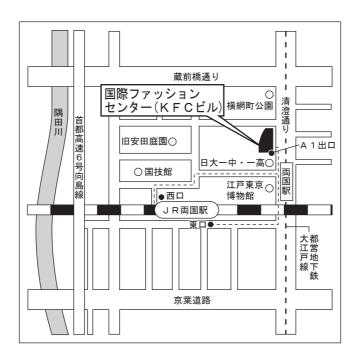
第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力 発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都墨田区横網一丁目6番1号 国際ファッションセンター (KFCビル) 2階 「KFC Hall 2nd」



「交通機関]

JR中央・総武線「両国駅」東口より徒歩約6分 JR中央・総武線「両国駅」西口より徒歩約7分 都営地下鉄 大江戸線「両国駅」A1出口直結

※ 駐車場はございませんので、大変恐縮でございますが、 お車でのご来場はご遠慮いただきたくお願い申し上げます。

株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。 何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。